

令和2年第8回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和2年6月26日（金）午前9時30分
2. 開 会 令和2年6月26日（金）午前9時30分
3. 閉 会 令和2年6月26日（金）午前10時40分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長・足立多恵 学校教育部長・竹田和之 生涯学習推進部長・西井大介 教育総務室長代理・今井靖志 学校教育部長次長・本多章博 教育総務室長代理・殿山泰央 まなび舎整備課長・花田睦美 学務保健課長・大隅昌之 指導課長・仁木裕美 まなび未来課長・真鍋成史 社会教育課長・川村光子 図書館課長
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員の指名
日程 2	会議時間決定
日程 3	報告第 5号 教育長の報告について
	議案第34号 交野市図書館協議会委員の任命について
	議案第35号 交野市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について
	議案第36号 交野市文化財保存活用地域計画協議会への諮問について
7. 議事内容

北田教育長	皆さん、おはようございます。
-------	----------------

只今から、令和2年 第8回教育委員会定例会を開催いたします。

開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

西井室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思っております。

本日、傍聴希望が2名ございますので、傍聴を許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

それでは只今から、令和2年 第8回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会 会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、尾崎委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、本日、学校訪問もございますので、
協議会も含め只今より午前11時00分までとし、そのあと私市
小学校に開設された新しい児童会を見学に行きたいと思いま
すのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程3 報告第5号「教育長の報告について」を
議題といたします。

まず、報告事項1「新型コロナウイルス感染症に関する状況に
ついて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

大湾室長 「新型コロナウイルス感染症に関する状況について」ご報告い
たします。

前回の定例会あるいは随時メールでもお知らせいたしてお
りますとおり、6月より学校につきましては段階的に再開してき
ております。また、社会教育施設につきましても、図書館・グラ
ウンドにつきましては少し先行いたしまして、他の施設につきま
しては6月から順次再開しておるところでございます。

本日ですが、まず再開した学校の様子につきまして、足立部長
の方からご報告いただきまして、その後、社会教育施設・放課後
児童会の状況につきましては竹田部長の方から、また、学校への
支援の状況につきまして、私の方からご報告させていただきます。

足立部長 まず、学校の再開についてですが、6月1日から12日までは
午前中授業、15日からは通常の時間割による授業や部活動、通
常の給食を再開しております。

児童生徒の登校状況については、5月からの分散登校開始時には、感染への不安等から登校しない児童・生徒もありましたが、現在は若干名となり7月からは全員が登校する旨を聞いております。また、感染への不安等から給食を食べない児童・生徒につきましても、現在は若干名おりますが7月からは全員給食をとると聞いております。

学校では児童生徒の心身の状況を把握するため、心のアンケートや教育相談等を実施しております。学校再開を心待ちにしていた児童生徒が多くありましたが、中には新しい生活様式に対する不安や友達づくりに関すること、学習への不安等が聞かれました。

子どもたちの心のケアにあたっては学校全体で情報共有をするとともに、教育委員会が派遣しておりますスクールカウンセラーや教育相談員等、そういった専門家や関係機関との連携によって組織的な対応に努めておるところでございます。

学習支援といたしましては、授業中や放課後等に子どもたちのつまずきや疑問の解決を支援する人材として、教員免許を所有する元教員等を学習支援員として各校1名配置をしております。併せて、家庭での予習や復習にあたって、市HP掲載の授業動画や「プリントひろば」、「問題データベース」の活用を学校に指示しております。

以上でございます。

竹田部長

前回、5月29日に予定でご報告させていただきましたが、その予定のとおり施設については主に6月1日から、市主催のイベント等についても6月1日以降、順次再開をしております。事業の再開、施設の開館につきましては、感染防止対策を実施しております。

大阪コロナ追跡システムを各施設に導入しております。QRコードを読んでいただく形で対応しております。

放課後児童会ですが、5月7日以降、通常開会をしております。

て感染防止対策を十分にとって運営をしております。

前のご報告させていただいておりませんでした。全児童会にゴールデンウィーク明けに空気清浄機を設置いたしております。

簡単ですが、以上でございます。

大湾室長

学校への支援につきまして報告させていただきます。

団体等から寄せられている支援ですが、マスクを(株)姫技研・PTA 協議会・(株)アカカベ等からいただいております。

この姫技研というのは、現 PTA 会長の会社からということで送っていただいております。

また、アルコール消毒液をウグイスヤ・府教庁・日本教育公務員弘済会の方から各学校にいただいております。

また、久門紙工業(株)からフェイスシールド、あるいは防護服をいただいております。

これ以外にも、直接各学校に多くの支援をいただいております。

交野市からの支援でございますが、マスク、使い捨て手袋、エプロンにつきましては中学校は使っておりませんでしたので、給食センターの方で手作りの物を各中学校に 90 枚配布させていただきます。

また、アルコール消毒液・ハンドソープを消耗品としては各学校に配布させていただきます。また、空気清浄機あるいはオゾン発生装置も配っております。それと、非接触体温計につきましては、各校各学年に 1 台配っております。

また、各学校への追加配当といたしまして 1 人当たり 200 円の割で追加の消耗品消毒液等購入のための配当を行っております。

それと、今回大阪府の方から、特に便器等につきましては、子どもたちに洗わせてはいけないということがございましたので、トイレの清掃業務を委託しております。

これ以外にも、今回の 2 次補正予算の成立を受けまして、さら

なる支援の拡充を、今予定をしておるところでございます。

裏面につきましては、先ほど足立部長の方から学習面のことにつきましてご報告あったとおりでございます。また、ICT環境の整備は後ほど説明がありますが、1人1台のタブレット端末整備に向けて、今準備しておるところでございます。

以上でございます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは報告事項1「新型コロナウイルス感染症に関する状況について」を終わります。

次に、報告事項2「交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

大隅課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための令和2年3月2日から3月24日並びに令和2年4月8日から5月31日の期間を臨時休業といたしました。

学校再開にあたり、本年度の必要授業時数を検討した結果、臨時休業期間に実施できなかった授業時数を確保するため、夏季・冬季休業日の期間を短縮する必要が生じたことから、交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を一部改正いたしました。

学校再開にあたり、急施を要するものであったことから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条」により臨時代理を行い、6月4日より施行しておりますことをご報告いたします。

なお、今般の措置により、授業日数は、1学期については7日間、2学期については6日間、3学期については2日間それぞれ

れ増加いたします。また、7月18日を初日として合計6回の土曜授業を実施することと併せて、昨年度と同等程度の授業時数を確保できる予定です。

併せてご報告いたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは報告事項2「交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を終わります。

次に、報告事項3「教育財産の取得について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

仁木課長 子どもたちの学習意欲や学力の向上、家庭学習の充実をめざすとともに、ICTを活用して、これからの時代を生きる力を育むことが極めて重要であるとし、今年度中にすべての児童・生徒にタブレットを無償で貸し出し、学習支援アプリケーションを用いた授業を進めるために整備いたします。

今般のコロナウイルスをはじめ、その他の感染症や災害の発生による学校の臨時休業等の緊急時における家庭学習への対応のため、早急にICT環境を整備する必要があり、臨時代理により、6月12日議会にて追加上程し、即決いただきましたので、ここにご報告いたします。

具体的な内容は資料のとおりですが、全学年分を3期に分けて整備を進めてまいります予定でございます。

資料の一部訂正がございます。最後の行「学校新ソフト」とありますが、「学校支援ソフト」となります。

以上、報告いたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 今、説明がありましたように、議会の方は即決ということで、本来委員会に付託して審議するところを省略してもらって、すぐに判断してもらいましたので、それぐらい市としても期待が大きいということです。即決のおかげで、昨日一回目のタブレットの教職員向けの研修ができましたので、そういう意味では市の方の期待も大きいということで、今後、有効な活用もそうですが早期の導入もよろしくをお願いします。

それでは報告事項3「教育財産の取得について」を終わります。

次に、報告事項4「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

殿山室長代理 まなび舎整備課より、2点報告させていただきます。

1点目の報告です。

昨年度、策定いたしました「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」につきまして、新型コロナウイルスの影響で実施を見送っておりました「説明会」を、別紙のとおり7月13から19日の1週間で合計10回開催いたします。

この説明会開催の周知につきましては、7月号の市広報紙へ掲載し、また来月7月1日の区長会にて回覧板での回覧を依頼するとともに、交野市内の子育て支援施設、交野市内のすべての認定こども園へ周知のチラシを配布いたします。

当該第一中学校区の第一中学校・交野小学校・長宝寺小学校の3校の保護者と教職員へは、周知のチラシと「基本方針・基本計画（概要版）」を配布させていただいております。

この説明会に先立って、市PTA協議会や青少年指導員会、校

区福祉委員会といった学校関係団体への周知と説明を、6月から7月にかけてスケジュール調整が整った団体から順次実施しています。

なお、第一中学校区の交野小学校と長宝寺小学校の2つの小学校の保護者へは、より丁寧な説明が必要と考えておりますことから、このチラシの説明会日程の周知と併せて、短い時間ではございますが事業の進捗の説明を行いたいと考えています。今週 23日（火）には交野小学校 PTA に実施し、明日の 27 日（土）には長宝寺小学校 PTA に説明にまいります。

これまでも学校関係団体、地域団体へは様々な機会に事業の進捗説明を実施させていただいてきましたが、今後も引き続き、必要やご要望に応じて事業の説明を継続してまいります。

2 点目の報告です。2 枚目の資料をご覧ください。

今年度は「基本方針・基本計画」に基づき、「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務」を実施してまいります。

この4月より、業務委託に係る公募型プロポーザルに入り、2回の審査を経て第一優先交渉権者として決定いたしました、「株式会社 石本建築事務所 大阪オフィス」との契約協議が成立しましたことから、今月6月18日付で業務委託契約をいたしました。

期間は契約日の令和2年6月18日より令和3年3月31日、契約金額は税込で1億2,320万円、基本設計等業務委託スケジュールにつきましては記載のとおりとなります。

こちらの委託事業は複数事業を複合して業務委託いたします。

令和4年に小学校統合となる計画地の長宝寺小学校につきましては、スケジュール上段に記載しています、仮設校舎の基本設計と既存校舎で必要となる部分改修の実設計、そしてその設計に必要な基礎調査を実施してまいります。

下段に記載しています、令和7年4月までの開校を目指す交野小学校敷地とその敷地周辺部における基本設計につきましては、新校舎の建築基本設計と土木造成基本設計が主となります。

が、こちらにも設計に必要となる基礎調査を実施してまいります。

新校舎の建築設計にあたりましては、昨年度に引き続きワークショップ形式での協議会を開催し、地域や保護者、学校関係者、教職員からの意見や、第一中学校区の児童生徒からの意見も踏まえて、魅力ある学校づくり事業の基本設計を進めてまいります。

以上、報告でございます。

北田教育長

続けて、まなび未来課お願いします。

仁木課長

前回の協議会においても開催予定等について報告させていただいた開校準備委員会についてです。

6月16日に第1回を開催し、開校準備委員会の趣旨・検討事項・部会制についての説明、また、委員長や部会長などを選出いたしました。

資料のスケジュールにもありますように、まずは令和4年4月の小学校どうしの統合校の校名について協議・検討していくこととなりますが、工事期間中の3年間しか使用せず、令和7年4月までの開校をめざす施設一体型小中一貫校の校名を再度協議・検討しなければならないこと、また、小小統合校の校名と施設一体型小中一貫校の校名とが異なることによる地域の混乱を避けるため、小小統合校の校名を施設一体型小中一貫校の校名としても使用していく方向で進める予定です。

校名の検討には、施設一体型小中一貫校の学校の種別（義務教育学校か、小・中学校か）がどうなるのかが大きく関係してきます。

開校準備委員会の委員さんからは、「施設一体型小中一貫校というのは1年生から9年生の1つの学校ではないのか、4年生までを低学年、5から7年生を中学年、8・9年生を高学年とするのではないのか」というように、義務教育学校や4-3-2制について言及する旨のご意見がございました。

また、開校準備委員会では、保護者が特に関心のある、通学に

おける安全については通学安全部会、地域とともにある学校コミュニティ・スクールについては地域協働部会にて協議・検討していくこととなります。

以上、報告いたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

尾崎教育長職務代理者 開校準備委員会のことで、ここには開校に向けてということであらうと思いますが、同時に開校するとその裏には閉校という形で2つの学校が閉校してしまいますので、それに関わる対応のようなことです。

昔、交野小学校に資料室がありましたか今はもうないですか。

北田教育長 はい。

尾崎教育長職務代理者 例えば、ああいうものを作って行って、それが今おっしゃったように、新しい小中一貫校にも引き続いて、今度は中学校も入れて、そのかつての学校のことが学べるような場所、あるいは伝統についてというようなことで、特に交野小学校は古い学校で歴史もありますので、そういったことも十分配慮いただくことが、新しい学校をより良いものにつながると思います。

当然、範疇には入っていると思いますが、あえて要望させていただきます。

仁木課長 受け継がれていけるようにはしたいと思います。

北田教育長 他に質疑はございませんか。

伊丹委員 通学路のお話がありましたか、これはスケジュールなのでこれで確定ではないと思いますが、この通学路の赤い矢印が令和3年の11月まで続いていて、多分12月になって周知することにな

る方向かと思いますが、保護者は通学路に関しては懸念があるところですので、早めに決めてもらって、できれば3か月前といわずに、もっと早くに周知できるような方向で優先的に決めていただければ安心されると思います。これは要望です。

仁木課長 部会の中では、矢印はこのように伸びていますが、一定候補としては今年度の秋ぐらいまでは何個か候補があって、そこに対する安全対策はどうするかという様な具体的な話があってという事で、最終決まるのは来年度に入るだろうけれども、今年度中にはあけて候補としてはこの部分ではないかというような話になっています。

伊丹委員 候補が公表されると、それに対して、また意見が出てくると思うので、意見を集約して最終的にはこのルートと決められると思うので、なるべくそういう形で途中経過を発表していただけないかなと思います。

仁木課長 分かりました。

尾崎教育長職務代理者 通学路の場合も先ほどと同じで2段階になりますし、当面は交野小学校にいま在籍する子どもさんの通学路の問題になると思います。それは逆さまにすると、それは長宝寺小の子どもたちが通学することと裏返しの関係にあります。

ただし、それが一致するののかということ、そうでもないだろうということもあるので、そういったことも見通しは当然考えておられると思いますが、その辺のことも、よろしくお願ひしたいと思っています。

北田教育長 他に質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長

質疑がなければ、全体的なところの質疑はこれで終了いたしまして、先ほどまなび未来課からもありましたが、今後、開校準備委員会を進めていくうえでの影響の大きい「義務教育学校」や「学年の区切りを6・3制から4－3－2制とか5－4制に移行」するとか、いまも出ています通学路です。統合に伴って通学区域が変わる、あるいは通学路が変わる、そういう、ご家庭等への配慮について、いま決定するものではないですが、一定、教育委員の中で意見交換をしておいて、今後の方向性に活かしたいと思いますので、意見交換の時間を取りたいと思います。

では、最初に義務教育学校についてということですが、義務教育学校については、これは総合教育会議も経ないといけない問題ですし、いま決定はできませんが、我々の共通認識を持ちたいと思いますので、義務教育学校について事務局の方から、普通一般にいう、施設一体型、小中一貫型小学校中学校と義務教育学校がどう違うのか、そのあたりを簡潔に説明お願いいたします。

大隅課長

小中一貫教育を行う学校の類型には、義務教育学校と小中一貫型小中学校がございます。まず、義務教育学校につきましては、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものとして一貫して施すことが学校の目的としておる学校でございます。就業年限は9年間、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分されております。基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。組織としましては一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれる学校です。

小中一貫型小中学校につきましては、既存の小学校・中学校の基本的な枠組みは残し、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定する学校です。

就業年限は、小学校6年間・中学校3年間で、小学校及び中学校の学習指導要領を適用いたします。

学校ごとに校長がおり、学校ごとに教職員組織が存在する学校でもあります。

簡単ですが、以上でございます。

北田教育長 説明が終わりました。これにつきましては総合教育会議で昨年度もいろいろ議論になりましたが、義務教育学校につきましては、いま説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

尾崎教育長職務代理者 いまのご説明で、小中一貫教育をする場合に2つのタイプがあるというようなことで、小中一貫型の小学校中学校、それから義務教育学校です。中教審の資料も見るとはありますが、どう選択をされているのかその選択の根拠というようなものがあれば、お教えいただきたいです。

大隅課長 まず、義務教育学校を選択した市町村からは次のような理由を聞いております。

義務教育学校は、組織が一体化され、教職員が相互理解が進みやすいメリットがある。一人の校長、1つの組織であることから、意思決定や意思統一が迅速であるというメリットがあると聞いております。また、教職員定数の視点からは、管理職は4名、校長・総括担当の副校長・教頭2名配置されることとなります。事務職員・養護教諭につきましても2名配置されます。業務分担や円滑な引継ぎ等が行えるようになり、一層効果的・効率的な事業の実施が期待できます。

北田教育長 義務教育学校は、組織的に一つにもなって、教員も特に管理職とか養護教諭、事務職員が増えるということですね。

亥埜委員 一中校区は例えば義務教育学校になるとして、他の校区はどうですか。全部別々になりますが、施設分離型の小中一貫校にする

ということになるんですか。

大隅課長 全国的に見ましても、「施設一体型」「施設隣接型」の場合には、「義務教育学校」とするケースが多く見受けられます。本市の他の小・中学校は、現状、「施設分離型」であるため、小中一貫教育は実施いたしますが、「義務教育学校」とする検討は進んでいません。ただし、今後の校区編成に伴い、変更は考えられるものと思われる。

亥埜委員 分かりました。

北田教育長 大阪府内でも、施設は別々でも義務教育学校、というところもあります。交野は当面は別々のところは考えないというような考えでよろしいですか。

大隅課長 はい。

北田教育長 他に質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 無ければ、ここからは我々だけの意見交換にしたいと思います。

私の方から、いま義務教育学校ということでお話がありましたが、去年の夏に議論いたしました教育大綱ですが、教育大綱の中を見ますと、こういう文言があります。「従来の6-3制にこだわらず、9年間を通した「小中一貫教育」を進めることで、幅広い年齢の子どもたちが、多様な交流や階級の中で、相互に触発され新たな発見や考えが生まれる教育を目指します。」また、同じ教育大綱の中で「共同して9年間を通した指導の在り方の研究と実践を行います。」、また、「これらの取組みにより、幼児教育と

小・中学校教育の円滑な接続を進め、義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する教育を充実させます。」と書いてあります。

教育大綱にこういう事が書かれるということは、大綱が謳っている以上は義務教育学校を設立するということを前提に検討を進めていくべきなのかと私は考えております。これが私の思いです。

委員の皆さまのご意見等どうでしょうか。

伊丹委員

私としても、せっかく施設一体型小中一貫校をつくるので、小学校の先生も中学校の先生も、うちは小学校、うちは中学校、という形ではなく、みんな一体となって子どもたちに教育をしたいというような方向で、前を向いていけるような学校がいいと思っています。

義務教育学校は誰もしたことがないので、どんな感じになるのか不安はありますが、逆に新しい学校をつくるので変わっていいかなという私の意見で、新しいものを作っただけならと思うので、そういう点では義務教育学校ということでやっていくというのもあるのかと思います。

北田教育長

一緒になるなら、組織が一つになってということですね。

尾崎教育長職務代理者

組織が一つであるということが大変大きいと思います。特に課長からお話のありました管理職といいますか、校長と統括する副校長と教頭がそれぞれにいるということで、先生方の意見も集約しやすいでしょうし、そういったことを経営に活かせるという様なこともあるでしょうし、さらに、一応、前期課程・後期課程、となっていますが、そのことによって義務教育学校になったとしても、転出入の時に不都合が起これないだろうと考えられますし。

何よりも一つの組織で一つの学校でということで、一番大事なことは、どう教育課程を編成するか、特に小学校と中学校のつな

がりの中でのカリキュラム構成は非常にスムーズにいくだろうと考えられますので、義務教育学校という選択もなかなかいいのではないかと私は考えております。

長谷川委員 義務教育学校そのものも初めてですが、施設一体型という形も交野としては初めてですよね。そのいいところを最大限に有効に使えるのが義務教育学校なのかと思います。

例えば、どんなに小さな団体でも支持する者トップが二人いると絶対に混乱が起きますよね。やはり、校長先生が1人、管理組織としては一体型というのが、はたから見てもスムーズな一番いいスタイルではないかと想像できます。

北田教育長 よく校長のリーダーシップとか言われますが、校長が一人で、学校経営の中心となってということですね。

亥埜委員 組織が一つというのは最大のメリットだと思います。特に、中学校は1学年で1クラス減って、それで先生が1人減ることによって顧問が減って、クラブ活動ができなくなるというような話を聞きました。そういうところも小・中学校一つの組織の方が中学校の部活動を小学校教員が助けることもできるのではないかと思います。

北田教育長 義務教育学校のいいところばかりが出てきましたが、他にいかがでしょうか。

長谷川委員 まったく初めてのスタイルなので、多分興味のある方は調べるとと思いますが、一般の保護者のかたには、「今までと何が違うの」というところから始まると思います。やはり、そこも積極的に情報提供というか、抽象的な言い方で申し訳ないですが、夢のある話というイメージは大事だと思います。保護者目線に立っていただいて、少しでも分かりやすい情報提供を出していただければと

思います。

メリット・デメリットを含めてお伝えしてもいいと思います。

北田教育長

そうですね。

義務教育学校は全然違う学校ができると思う保護者もいるかもしれませんが、その辺も含めて特徴や、あるいは課題などいろいろ含めて情報提供も必要かと思います。

先ほども申し上げましたが、いまこの場で何かを決定することではありませんが、我々の中で意見交換してもらいましたが、この意見交換を基に、次の7月の教育委員会でも意見交換したいと思いますし、校長とも意見交流しながらと思いますので、これを踏まえて総合教育会議に諮りたいと、そのように考えております。

それでよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

北田教育長

それでは、義務教育学校についての意見交換はこれで終わります。

次に、「学年の区切りを従来の6-3制から、4-3-2制等への移行」について意見交換をいたします。これにつきましては、以前、定例会で尾崎職務代理者から、星のまち学園の9年間のカリキュラム概要版において既に、4-3-2制の区分となっているとご指摘がありました。各学園、9年間のカリキュラムを作成する時には、6-3の学年区分とは異なって、子どもの発達段階に応じて作っているかと思うんですけども、実際に4-3-2制と、はっきりと出したのが星のまち学園だけだったんですが、それも含めまして、事務局から、4-3-2制、5-4制など3月の定例会でも少し説明いただきましたが、改めまして6-3制と違って学年の区切りを分けることで、どのようなメリットがあるのか、というようなあたりを、事務局からをまず説明をお願い

します。

大隅課長

小学校高学年段階における身体的発達の早期化や、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは、既に小学校4年生から6年生の段階で生じていると分析が出ております。それらに対応するため、小中一貫教育の導入に併せ、現行の6-3制とは異なる学年段階の区切り4-3-2制、5-4制等を設けている取組みが、全国的にも相当数に上がっており、成果を上げております。

本市におきましても不登校生については、中学校1年生で急激に増加するという状況が見られます。小5段階から潜在的に始まっていますが見えにくく、中学校段階で顕在化しやすくなっているのではないかと考えられます。

学習指導面におきましては、中学校チャレンジテストや全国学力・学習状況調査における中学校の理科については、府内においても非常に良好な結果となっています。これは、本市の多くの小学校でかねてより5年生の段階から理科の専科指導を行っていたことが一因であると考えられます。今後は、理科だけでなく他の教科においても、専門性を持った教員が指導にあたる教科担任制が有効であると考えます。

これらを勘案すると、生徒指導面・学習指導面の両面において、小5・小6・中1を1つの区切りとし、区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、中学校段階への接続を円滑化させた教育活動を充実させたりすることが有効であると考えます。

北田教育長

「中1ギャップ」とか教科担任制ということで、生活指導面・教科指導面も考えると、小5・小6・中1、を一つのまとまりとして指導したほうが有効ではないかという説明がございました。

何か質問はございませんか。

尾崎教育長職務代理者

今、お聞きすると、6-3制というものでは十分対応しきれな

いという、全国的なそのような流れもあって、違った学年の区切りというのは必要であるとお考えだと思いますが、4-3-2 制ということについての先生方の捉え方や、周知や、星のまち学園の話在先ほど教育長の方からしていただきましたが、実際にカリキュラム概要版では出ていますが、その辺の進捗状況とか、いまの現場の先生方の状況ということについて、4-3-2 制がどのような状況にあるのかお教え下さい。

大隅課長

一中校区での小中一貫モデル事業に取り組んできた教員等からは、次のような話を聞いております。

小学校5年生になると学習量が増え、具体的な事象から抽象的な事象を扱うことが多くなり、専門的な内容へと変容していくこともあり、つまずきポイントが多いと感じられます。しかし、学習内容の変容だけでなく、4年生までに基礎・基本が定着していないことがその理由の1つではないかと考えられます。

小学校では、5年生になると委員活動が始まり、各種儀式等への参加も経験することで「学級」という視点から「学校」全体の視点を持つようになります。以上のようなことから教員の中でも4-3-2 制には妥当性があると感じておる者が多いように感じます。

教職員に対する周知につきましても、昨年度2月のカリキュラム検討委員会におきましては、その方向性については説明をしております。しかしながら今後も「開校準備委員会ニュース」や「市教委ニュース」等において周知を図ってまいりたいと考えております。

北田教育長

教職員については、今後も周知が必要ということですよ。

大隅課長

はい。

北田教育長

では、まず、今の説明を受けて事務局への質問があればお願い

します。

長谷川委員

教職員の立場からの目線も大事だと思いますが、実際に通っている子どもたちに対してのメリットなども私は気になります。

確かに、いま説明があったように「中1ギャップ」という一言でくられてしまうんでしょうけど、本当に6年生まで快活で元気だったお子さんが、中学1年生になって不登校になられた子が私の周りでもたくさんおられて驚きます。「どうしてあの子が…」となりますが、まったく目に見えない何かに、何かが原因になっているんです。先生方が4-3-2制をとることで、勿論カリキュラム的にも大事ですが、メンタルな部分でのフォローやつまずききっかけを見つける早期発見といいますか、多分学校で行う委員会活動が増えるとか、例えば授業が難しくなるとか、それだけではないものがたくさんあるはずですよ。「中1ギャップ」は、実際に経験されていない親御さんには、「そこが本当に大事？」と思う方も、なかには実際にいらっしゃるので、例えば、「中1ギャップ」の他にもメリットがあれば、実際感じられない親御さんとか保護者の方にも、もっと何か感じるメリットのような説明はありますか。

大隅課長

「中1ギャップ」の解消が接続の円滑化といいますか、それ以外にも、これまでの6-3制による2つの区切りから、4-3-2制の3つの区切りに分け、それぞれにおいて、子どもに付けたい力や指導の重点、目標等を定めることで、4年生・7年生・9年生のそれぞれ区切りの中で、違う学年にリーダー性が養われると考えられます。そのことによりまして、自己有用感の育成につながると感じております。

北田教育長

「中1ギャップ」とおっしゃっていましたが、京都の小中一貫校の校長先生がおっしゃっていたのが、「小学校6年生から中学校に上がる時に、「中学校に入ったら頑張ろう」という意識を変

えられる子は、別に6年から中1に上がる時につながっていても、つながっていなくても変わらない。一番変わるのは、それができない子で、それで中学校に入って「中1ギャップ」になって勉強が分からない、不登校になる、問題行動に走るとか、そういう意味でいうと「中1ギャップ」を防ぐには、小6と中1の段差を低くするということが一番です。」というようなことをおっしゃっていました。

そういう事も含めて、4-3-2制という考えが出てきたんだと思います。

他に、ご質問はございませんか。

無ければ、我々の意見交換に入りたいと思います。

先ほど事務局の方から説明がいろいろありましたが、ご質問の中にもいろんなご意見も含めてありましたが、4-3-2制はいかがでしょうか。

尾崎教育長職務代理者 4-3-2制が非常に優れていると思いますが、5-4制という選択肢もありますよね。そういったことも含めて小学校と中学校のカリキュラム上の連続性は非常に大事だと思います。カリキュラムマネジメントというようなことが言われていますが、そういうことによって、より学習内容が効率化されたり、理解が難しい子どもに対してもスムーズにいくという、申しづらいことですが、小学校で習ってきているはずのことが、中学校で実は十分でないということがあったり、それが先生方の、あるいはそれが子どもに対するプレッシャーであったり、要らない時間を使ってしまふ、そういう意味での効率化ができるでしょうし、特に、コロナ禍の中でありますと、このカリキュラムマネジメントが重要になってくると考えます。

一つここは要望ですが、カリキュラムと密接に関係しますので、4-3-2制であれば3の部分です。5・6年と中1の部分です。ここの部分がしっかりと中核となって、まずここを十分に考えていただきたいということで、一つは、申し訳ないですが教育

課程に関わる部分で、先生方はお忙しいので大変だろうというの
はお察し申し上げますが、例えば年間授業時数についての標記、
あるいは書かれ方に非常に誤りが多いです。誤解を生むようなと
ころもあると思いますので、これについては、既にご承知の上で
各学校にも指導はしていただいているかとは思いますが、看過で
きない部分がありますので、そこは是非、よろしくお願ひしたい
と思います。

それと関連して、カリキュラム上のことで、カリキュラム概要
版を作っていただいています。これには一つ、スタートカリキュ
ラムは数年前から私は事務局をお願いしているところですが、な
かなか進んでいない。実はこういうカリキュラム概要版を作る時
には、義務教育を終えた段階での姿と同時に、幼児期を終えた後
の自分の姿というのが示されています。それとの関連で、小学校
1年生の入門期における子どもたちのカリキュラムの在り方と
いうのは非常に大事なので、「中1ギャップ」と同じように、そ
ういったことも視野に入れていただきたいということが一つと、
これは誠に申し上げにくいことですが、非常に工夫をされて、こ
んな短いところの中で表現をされている学園もあるんですが、学
園間の格差があります。

これは、やはり一般市民の方に見ていただくには「少しな…」
と思うところもありますので、是非充実をしていただきたいと思
います。細かなことは後ほど、担当の指導主事がおられましたら
お伝えさせていただきたいと思います。国語だけではなくそれぞ
れの教科において若干そういうことも認められますので、私はそ
ういう事を充実した上で、充実しないと4-3-2制にしても5-
4制にしても、どうなのかということは私はあります。ですので、
せっかくのいいスタイルを入れるのですから、充実していただき
たいと思います。そのために、強く要望をさせていただきたいと
思います。先生方は本当にお忙しいので、なかなか毎日のことで
頑張っておられると思いますが、いずれこれはつながっていくと
思いますので、カリキュラム概要版を充実していただくというこ

とを、是非併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

北田教育長 小中の連続性もそうですが、就学前と小学校入学のその辺のつながりも含めて、また、よろしくお願ひしたいというご要望も含めてのご意見でした。

他にご意見ございませんか。

伊丹委員 先ほどの義務教育学校もそうですが、今回の4-3-2制や5-4制という話も、保護者も経験したことがないし、教職員の方も経験したことがなくて、やったことのないことへの不安があるのかと思ひます。ただ、極端なことを言えば、保護者が嫌だったとしても子どもさんがそれに対して凄く効果があれば、とるべき話だと思ひますし、教職員の方はそれに対して協力していただくという話になるかと思ひます。

先ほど、長谷川委員の方からも「中1ギャップ」で、不登校になる方が結構いらっしゃると聞いて、「そうなのか」と思ひました。なので4-3-2制で、もしその辺が解消できるのであれば、一つそこはメリットとしてもあるでしょうし、また府の方針上では今後小学校5・6年生から教科担任制ができるという話もあって、それは子どもにとっては勉強がより専門の先生に聞けるということでメリットがあるだろうと、そこは保護者にとっても、「だから4-3-2制だったらいいのね」という話だと思ひますし、4-3-2制は今回の施設一体型だけではなくて、他の校区に関しても当然取り入れられる部分であると思ひるので、そういうメリットがあるという話があれば、今までとは違ひて少し不安もあるけども、子どもたちのためだと思ひて取り入れていくのもありなのかと思ひます。

北田教育長 実際、小学校では5年生位になってくると学校の中での活動も違ひてきますが、子どもの心身の面でも身長も伸びる時期ですし、思春期や、女の子はデリケートな時期に入ってくるので、

そういう意味では5年生とかは中学生とある意味一体化して学習面でも、あるいは生活指導面でも、特に中学校教員の支援を得ながら5年生ぐらいから指導していくというのは大事なのかと思います。

他に意見ございませんか。

亥埜委員

みなさん意見を出されて、カリキュラムの連続性とか、僕自身中学の時に「中1ギャップ」を感じたことがなかったので、そんなことがあるのかとっていて、朝の挨拶とかして、中1の1学期ぐらいまでは真面目にしていた子も、1学期は小学校の復習とかをするので付いていけると思いますが、2学期になったら、急にグレだしたり学校に来なくなったりして、その子を捕まえて、「1年生の時は真面目だったのになんでこんななったん」と聞いたら、「勉強が分からないから俺はグレルしかない」と本人が言ってるんです。「それなら、おっちゃんが教えてあげよう」といって、それでどうにか学習が始まりましたが、やはり、5年・6年・中1、そこをスムーズにつなげたいというカリキュラムの連続性は大事なことだと思います。できる子はいいと思いますが、本当にそういうことで不登校になったりすることがあります。

何が正解か分からないという時代なので、これからやわらかい子どもたちの頭で、いろんなことを考えていってもらわないと、そのために義務教育9年間を、基礎を十分に身に付けて、それを応用できる段階、そして新しいことをできるようなふうになってほしいと思います。

いまの、6-3制ではなくていいと思います。

北田教育長

4-3-2制は学校の指導の中身に関わってくることでありますから、またこれも7月の定例会の中で再度意見交換させてもらって、先ほど教員の周知ということで事務局からもありましたが、校長とその辺も含めて意見交換したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

北田教育長 次に、「統合等で学校の場所が変わった場合の通学区域」について意見交換をいたします。これにつきましては、小小統合となる交野小学校、長宝寺小学校も関わってくるんですけども、現在、星田駅北地域の開発に伴って、第三中学校区、第四中学校区の方角性を学校教育審議会で審議していますけれども、そちらの方にも関わってくるかと思えます。

そういうことも踏まえました、通学の安全が第一なんですけれども、統合や校区の変更によって通学距離が伸びるという地域への配慮について、事務局でどのように考えているかをまず説明をお願いいたします。

和久田部長 統合につきましては、現在、第一中学校区の施設一体型の整備に関して、令和4年の小小統合、そして令和7年の小中統合時に現在の通学距離と比べて遠くなるケースが考えられます。しかしながら現在、適正な通学距離につきましては、概ね2キロ以内と定めさせていただいており、今回のケースにおきましても概ね2キロ以内に収まるのではないかと考えております。

しかしながら、統合により通学距離が遠くなる場合で、近くに他の学校がある場合などについては、一定の配慮が必要ではないか考えているところでございます。現在の「指定校変更・区域外就学取扱基準」では、少し難しい点もあるかと考えておりますので、今回のケースに限らず、統合時にも対応できるような新たな文言を追加して基準の変更をしながら進めてまいりたいと考えております。また、校区変更につきましては、先ほど教育長からもありましたように、現在、学校教育審議会でご審議いただいている星田北地域の開発に伴い、児童生徒の増加が伴うことから校区変更等も考えられるところでございます。校区変更がある場合

には、既に通学している学校などにも通学できるような配慮が必要だというように考えておるところであり、この場合につきましても、現在の基準では少し難しい点もあったと思いますので、一定の改正改訂をしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

北田教育長 説明がございました。一定の配慮や対応を考えているということですが、いまの説明につきましてご質問はございませんか。

伊丹委員 施設一体型の学校をつくるにあたって、先ほどあった話もそうです。通学の問題が一番大きいと思いますが、先ほどの校区変更の話にもありましたが、どの地域がどの程度選べるのか選べないのかとか、いつ頃それが分かるのかとか、イメージがあればいいのかと思いますが、例えば、スケジュール感とかどのようにお考えですか。

和久田部長 現在の施設一体型の部分につきましては、先ほども説明がありましたように、開校準備委員会を設置させていただいて、その中の通学路安全部会で今、検討していただいているところでございます。

その案については、秋ごろに安全対策について検討されていくものでございます。特に今回通学路が遠くなることで、校区の部分につきましては、通学路の安全や、また特に低学年が通学距離が延びることで、炎天下になると健康面のご心配もかなりされているところもありますので、そういった先ほどと同じように、近くに他の学校がある場合については、一定、配慮も考えていこうというところで、伊丹委員も言われたように、早い時期に分かるほうが保護者にとっては安心できる部分もあると思いますので、今年度中には一定、制度設計をさせていただいて、来年度ぐらいには1年間かけて周知できればというふうには考えております。

伊丹委員 いまのお考えだと候補が1つというか、誰でも好きに選べると

という意味ではなくて、ある程度区域を区切って、ここの区域に関してはそういう選択もありますよ、というよう方向で制度設計されるイメージですか。

和久田部長 学校選択性というイメージは持っていないところでございますが、一定、伸びる距離、概ね何キロ以上とかいう基準を持ちながら、進めていきたいと考えているところでございます。

実際に現在も取扱基準がございますので、それにつきまして、出せば通るものではなくて、審査会で審議させていただいて、それについて判断させていただいて、別の学校に行くということを経験させていただく形になります。

何でもかんでもということではなく、しっかり周知させていただいて、判断していくこととなります。

尾崎教育長職務代理者 いまの話は、小小統合と小中一貫校を含めて、あるいは交野全体として、今後、様々な校区のことが考えられるのでということなんですよね。

和久田部長 はい。

尾崎教育長職務代理者 現在、進めているものについては2キロ以内に収まるけれども、遠くなる場合に近くに他の適切な学校があったら、一定の配慮をすると今おっしゃいましたが、そのうえで、概ね何キロメートル以上という基準は決める。それは2キロより下回ることも想定されているということですよ。

それで、2つお聞きしたいのは、その場合、この小小統合ですと2年間過ぎたら、又、他の学校が近くにある場合に、元の学校ではないですが小中一貫校が該当してきますよね。そうする場合はこの規定によって、元に戻るといったことが可能ですか。

もう一つは、審査会というお話をされましたが、その時に一定の客観性を持たせるために、特に当該学校の意見も大事かと思ひ

ますが、校長の意見具申とかは求められる予定ですか。

和久田部長

まずは、距離的なところで、戻れるというところもあると思いますが、今回につきましては登校距離が延びるというところで、逆に新校が出来れば距離が戻りますので、一定、今回ご心配されているようなことはなくなるのかというところで、配慮できるのかというように考えております。戻れるということも一定の考え方で進めていくべきではないかと考えております。

あと、校長のご意見ですが、今でも基準の中でそれぞれいろいろなケースがあると思いますが、この場合には、校長の意見書というところも書類上必要な部分もありますので、その辺も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

北田教育長

他にご質問よろしいですか。

無ければ、意見交換と思うんですが、事務局の方から一定、配慮した制度設計を今年度中に示しますという事でしたので、意見交換云々ではないのかという気はします。意見交換はなしにして、今後、統合や校区の変更に伴って通学距離が延びる地域につきましては、基準は必要と思いますが柔軟に対応できるようなそういう仕組みづくりとか、制度設計をお願いしたいと思います。教育委員会では、区域外就学の取扱い基準がありますので、その上に文言を入れてもらって、きちんとした制度設計をお願いしたいと思います。

他によろしいですか。

亥埜委員

一点だけよろしいですか。通学路に関しては意見交換はしないということでしたが、距離が長くなると危なくなるという意見が出ているんですが、僕が個人的に思うのは、「安全な場所はない」「外に出たら危ない」、そういう指導をまずしっかりして、皆さん危険とかおっしゃいますが、全部危険ですよ。家の中にも怪我はします。そういう意識を子どもたちに指導してもらいた

いと思います。安全と言っている家の前で跳ねられることもあります。ですので、そういう交通安全指導をこれからしてもらって、「出たら危ない。」距離云々の問題ではないと思います。そういう意識を持ってくださいということをお伝えしたいです。

北田教育長 自ら身を守る教育も必要ですね。

玄埜委員 そうです。

北田教育長 それでは報告事項4「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を終わります。

次に、報告事項5「令和2年第2回市議会一般質問及び答弁の要旨について」を議題といたします。

本件につきましては、時間の都合上、説明は省略させていただきます。質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

尾崎教育長職務代理者 運動会・体育大会が小学校は10月3日、中学校は9月26日の午前中のみということですよ。

足立部長 午前中のみかどうかは、学校によります。

尾崎教育長職務代理者 午後もする学校もあるんですか。というのは、学校の様子を聞きたいんです。中身によっては今から準備しないと、とか、そういうところも出てきて、午前中で終わるのであれば、例えば競技に絞って演技は止めて、そうすると日頃の負担が減って授業時数が確保できるし、子どもや先生の負担も少なくなると思います。

そういった点は、教育委員会はどう把握されていますか。

足立部長 きっちりどの学校がどういう時程でとは、いまのところはっきりと把握はしていないんですが、その時の感染状況等も想定した

上で、リスクを下げるということも踏まえながら、おっしゃったように、密になるような競技だとか演技だとか、というようなものは避けるような形で、一定時間を短くして実施するという方向で検討していると聞いております。

ただ、学校の規模によりまして、全員の保護者の方が、一堂に会して見るということになりますと、そこはまた密になりますので学校によっては少し学年ごとに時間をずらすなど、そういったことを実施することも検討の視野に入れていきますので、そうなったら全部が午前中に収まるか、少し午後に入ってしまうということもあると思いますので、そういったことも含めて検討していると把握しております。

尾崎教育長職務代理者 よく分かりました。ありがとうございます。

亥埜委員 これも全体的に意見ですが、どの議員さんもコロナのことで学校のことで心配されて質問してくれています。最後に教育長が答弁されていますが、先ほども言いましたが、何が正解か分からないので、これからすべてを中止にするとか、止めることは簡単なことだと思いますが、人間目標や試合などがなくなると、学校生活が楽しくなくなるので、どうしたらできるのか、教育長も言われるようにポジティブな方に、いままでみんな未経験なこととかそういう事も体験しているので、先ほども言いましたが、しっかり子どもたちの意見も聞いて、これから先に向かっていってくだらと思います。

北田教育長 他に質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは報告事項5「令和2年第2回市議会一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。

続きまして、議案第 34 号「交野市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。所管課より説明をお願いします。

川村課長 交野市図書館協議会委員の任命につきましては、5月の定例会で人事異動等により交代した4名の委員を承認いただきましたが、その後に代表者の交代がありました。今回改めて、栗原義雄氏を任命したいのでご承認いただきますようお願いいたします。

任期は、前任者の残任期間となりますので、令和3年5月25日までとなります。

説明は以上です。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第34号「交野市図書館協議会委員の任命について」、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第35号「交野市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」と、議案第36号「交野市文化財保存活用地域計画協議会への諮問について」を関係の深い議案でありますので一括して議題といたします。所管課より説明をお願いします。

真鍋課長 それでは議案第35号「交野市文化財保存活用地域計画協議会

委員の委嘱について」と36号「交野市文化財保存活用地域計画協議会への諮問について」を説明いたします。

この協議会は本年の1月の定例会で設置条例についてご審議いただき、3月市議会で成立いたしました。条例ですが本日追加でお手元に配布しております。こちらも参考に見ていただきたいと思います。

この条例に基づきまして、第3条の方に、10名以内で組織するというので、本日の資料の委員予定者名簿に条例に基づいた候補者ということでお示しさせていただいております。市民公募も行いまして、2名の方を選出させていただいております。この10名の方を、委員として承認いただきますようお願いいたします。

次に、議案第36号ですが、文化財保存活用地域計画協議会へ教育委員会からの諮問案をお示しさせていただいております。

なお、7月の末に第一回の協議会を開催させていただきたいと考えております。なお、計画ですが、令和5年度から14年度までの10年間にわたる、文化財の保存活用についての基本的な考え方及び諸施策の調査・審議を協議会に依頼するものでございます。

以上、2議案をご承認いただきますようお願いいたします。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第35号「交野市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」を、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第36号「交野市文化財保存活用地域計画協議会への諮問について」を、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

以上をもちまして、第8回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
